

公認会計士法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の概要

1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）の施行に伴い、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を制定するものである。

2. 主な内容

・ 施行期日

公認会計士法等の一部を改正する法律の施行期日を平成 20 年 4 月 1 日とする。

公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する

政令の概要

I 公認会計士法施行令の一部改正関係

1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）の施行に伴い、公認会計士法施行令（昭和 27 年政令第 343 号。以下「令」という。）を改正するものである。

2. 主な内容

1. 大会社等の範囲

- ① 会計監査人設置会社として「大会社等」に含まれる会社のうち、一定規模に満たないもの（資本金 100 億円未満かつ負債総額 1,000 億円未満）は除かれるが、その判定における資本金の額の算定期間を明確化するため、「最終事業年度に係る貸借対照表に計上した資本金の額」とする（令第 8 条）。
- ② 金融商品取引法第 24 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当することにより有価証券報告書を提出しなければならない会社等であって、一定規模に満たないもの（資本金 5 億円未満又は売上高（3 年平均等）10 億円未満、かつ、負債総額 200 億円未満のもの）を「大会社等」から除くこととする（令第 9 条）。

2. 大会社等とみなされる者

大会社等とみなされてローテーション・ルールの適用を受ける新規公開企業は、金融商品取引所に上場しようとする者及び認可金融商品取引業協会の登録を受けようとする者とする。

新規公開企業については、政令で定める日の属する会計期間前の一定期間につき、継続期間に含めてローテーション・ルールが適用される。この政令で定める日として、金融商品取引所に上場される日及び認可金融商品取引業協会の登録を受けの日を規定する。
(令第 13 条)

3. 監査報酬相当額

課徴金の額の算定基礎となる監査報酬相当額は、監査証明業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額とする（令第 14 条）。

4. 大規模監査法人の業務の制限の特例

- ① 大規模監査法人のローテーション・ルールの特例について、上場有価証券の発行者その他の政令で定める者は、上場有価証券の発行者及び認可金融商品取引業協会の登録を受けた有価証券の発行者とする（令第 18 条）。
- ② 大規模監査法人のローテーション・ルールの特例について、継続監査期間を 5 会計

期間、監査禁止期間を5会計期間とする（令第19条・第20条）。

5. 有限責任監査法人の最低資本金

有限責任監査法人の最低資本金として政令で定める額は、社員の総数に100万円を乗じて得た額とする（令第22条）。

6. 登録有限責任監査法人の計算書類の作成に関する特例

- ① 登録有限責任監査法人がその計算書類に監査報告書を添付する場合において、政令で定める特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査報告書であることが求められている。政令で定める特別の利害関係として、
 - ・ 公認会計士又はその配偶者が当該登録有限責任監査法人の社員である場合又は過去1年以内に社員であった場合
 - ・ 監査法人の社員のうちにその配偶者が当該登録有限責任監査法人の社員である者がいる場合
 - ・ 監査法人の社員又はその配偶者のうちに過去1年以内に当該登録有限責任監査法人の社員であった者がいる場合等を規定する（令第23条）。
- ② 登録有限責任監査法人について、その計算書類に監査報告書を添付しなければならない場合から除かれる場合は、当該登録有限責任監査法人の収益の額が10億円に達しない場合とする（令第24条）。

7. 登録有限責任監査法人の供託に関する特例

- ① 登録有限責任監査法人が供託すべき額は、社員の総数に200万円を乗じて得た額とする（令第25条）。
- ② 供託金から優先して弁済を受けることができる優先還付対象債権者の権利の実行の手続に関して所要の規定を整備する（令第27条）。
- ③ 供託金の額が①の額に不足する場合においてその不足額につき追加供託をすべき期間は、1ヶ月とする（令第28条）。

8. 有限責任監査法人責任保険契約に関する特例

登録有限責任監査法人の供託金の全部又は一部に代わる責任保険契約の内容を規定する（令第29条）。

9. 外国会社等財務書類の対象となる有価証券

外国会社等財務書類の対象となる有価証券の内容を規定する（令第30条）。

10. 外国監査法人等に関する権限の公認会計士・監査審査会への委任

外国監査法人等に対する金融庁長官の権限のうち、報告徴収及び立入検査の権限を公認会計士・監査審査会に委任する（金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない）ことを規定する（令第33条）。

II 金融商品取引法施行令の一部改正関係

1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）の施行に伴い、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。以下「令」という。）を改正するものである。

2. 主な内容

・ 法令違反等事実発見への対応

公認会計士又は監査法人が特定発行者の監査証明において法令違反等事実を発見し、当該特定発行者に通知（改正後の金融商品取引法第 193 条の 3 第 1 項）した日（以下「通知日」という。）から政令で定める期間が経過した日後、なお一定の事項があると認められる等の場合には、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない（同条第 2 項）こととされている。

政令で定める期間は、通知日から通知日後最初に到来する次のいずれかに掲げる日までの間とする（令第 36 条）。

- ・ 有価証券報告書の提出期限の 6 週間前の日又は通知日から起算して 2 週間を経過した日のいずれか遅い日（当該日が当該提出期限以後の日である場合は、提出期限の前日）までの間
- ・ 四半期報告書又は半期報告書の提出期限の前日までの間

III 国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正関係

1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）の施行に伴い、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号。以下「令」という。）を改正するものである。

2. 主な内容

・ 課徴金及び延滞金の適用除外

公認会計士法上の課徴金及びその延滞金については、国の債権の管理等に関する法律を適用しないものとする（令第 3 条）。

IV 組合等登記令の一部改正関係

1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）の施行に伴い、組合

等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）を改正するものである。

2. 主な内容

・ 監査法人の登記事項の追加・変更（別表 1）

社員が特定社員であるときは、その旨、有限責任監査法人については、資本金を登記事項とする（別表 1）。

V 金融庁組織令の一部改正関係

1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）の施行に伴い、金融庁組織令（昭和 10 年政令第 392 号。以下「令」という。）を改正するものである。

2. 主な内容

・ 所掌事務

- ① 外国監査法人等に関すること並びに公認会計士法の規定による課徴金に関する審判手続の開始の決定、審判の事務、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関することを金融庁総務企画局の所掌事務とする（令第 2 条）。
- ② 公認会計士法の規定による審判の事務、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関することを金融庁総務企画局総務課の所掌事務とする（令第 8 条）。
- ③ 外国監査法人等の監督に関すること、法令違反等発見事実の申出の受理に関すること及び公認会計士法の規定による課徴金の審判手続の開始に関することを金融庁総務企画局企業開示課の所掌事務とする（令第 13 条）。

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の

旅費及び手当に関する政令の概要

1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）の施行に伴い、公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（以下「令」という。）を制定するものである。

2. 主な内容

・ 参考人及び鑑定人の旅費及び手当

- ① 参考人又は鑑定人が請求することができる旅費の種類を、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃とし、それぞれの旅費が支払われる場合及び当該旅費の算定方法を定めることとする（令第 1 条）。
- ② 参考人又は鑑定人が請求することができる手当を、日当、宿泊料及び特別手当とすることとし、それぞれの支給額を定めることとする（令第 2 条）。
- ③ 旅費並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数の計算方法を定めることとする（令第 3 条）。
- ④ 旅費及び手当の請求期限を定めることとする（令第 4 条）。